一般社団法人Re-Creation宛て

生産品証明書

◯◯年◯◯月◯◯日

住所：

会社名：

部署名・役職：

担当責任者：

本生産品は、下記基準（詳細はP2,3に記載）を順守した環境にて生産されたことを証明します。

児童労働：ILO第138号、182号

強制労働：ILO第29号、105号

最低賃金：ILO第131号

１．申請するブランド、品番、アイテム

ブランド名：

品番：

アイテム：

2．工程

□原材料

□紡績～染色加工までの全工程

□縫製

[1973年の最低年齢条約（第138号） (ilo.org)](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239041/lang--ja/index.htm)

■正式名：就業が認められるための最低年齢に関する条約  
[　概　要　]  
過去に採択された同分野における10条約を改正するこの条約は、児童労働の廃止と若年労働者の労働条件向上を目的に、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、いかなる場合も15歳を下回ってはならないものとする。しかし、開発途上国の場合は、さしあたり14歳とすることも認められる。  
若年者の健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業については、最低年齢は18歳に引き上げられる。軽易労働については、一定の条件の下に、13歳以上15歳未満の者の就業を認めることができる（途上国の場合には12歳以上14歳未満）。演劇などへの出演については、例外が認められる。適用範囲は、少なくとも鉱業・土石採取業、製造業、建設業、電気・ガス・水道事業、衛生事業、運輸・倉庫・通信業、農業的企業を含むものとされる。一般教育、職業教育または専門教育のための学校その他の訓練施設等における労働には適用されない。

[1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号） (ilo.org)](https://www.ilo.org/ja/resource/1999nian-no-zui-e-no-xing-tai-no-er-tong-lao-dong-tiao-yue-di-182hao)

■正式名：最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約

[　概　要　]  
1973年に採択された[最低年齢条約（第138号）](https://www.ilo.org/ja/resource/1973nian-no-zui-di-nian-ling-tiao-yue-di-138hao)及び[同勧告（第146号）](https://www.ilo.org/ja/resource/1973nian-no-zui-di-nian-ling-quan-gao-di-146hao)を補足するものとして、18歳未満の児童による最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための即時の効果的な措置を求める。最悪の形態の児童労働は次のように規定される。

a．児童の人身売買、武力紛争への強制的徴集を含む強制労働、債務奴隷などのあらゆる形態の奴隷労働またはそれに類似した行為

b．売春、ポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用、斡旋、提供

c．薬物の生産・取引など、不正な活動に児童を使用、斡旋または提供すること

d．児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

批准国は刑罰を含み、条約の効果的な実施を確保するための措置を講じる必要がある。児童労働撤廃における教育の重要性に配慮しながら、定められた期限までに、防止、働く児童の児童労働からの引き離し、社会統合、影響からの回復、無償の基礎教育や職業訓練を受ける機会の確保、特別な危険にさらされている児童への援助、女児の特別な事情の考慮といった目的を達成するための効果的な措置を講じるよう求められている。条約の実施に責任を負う権限ある機関の指定、条約の効果的な実施を監視する適当な仕組みの設置または指定、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画の作成・実施も求められている。社会開発・経済発展、貧困撲滅計画等への支援を含む、国際的な相互協力・援助の強化についても規定される。  
[同名の補足的勧告（第190号）（正式名（採択時仮訳）：最悪の形態の児童労働の禁止及び撲滅のための即時の行動に関する勧告）](https://www.ilo.org/ja/resource/1999nian-no-zui-e-no-xing-tai-no-er-tong-lao-dong-quan-gao-di-190hao)が同時に採択されている。

[1930年の強制労働条約（第29号） (ilo.org)](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239150/lang--ja/index.htm)

■正式名： 強制労働に関する条約

[　概　要　]  
　すべての強制労働の使用を、できる限り短い期間のうちに廃止することを目的とした条約。この条約で、強制労働というのは、処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでないすべての労働のことである。もっとも、純然たる軍事的性質の作業に対し強制兵役法によって強制される労務、国民の通常の市民的義務を構成する労働、裁判所の判決の結果として強要される労務、緊急の場合、例えば戦争、火災、地震、猛烈な流行病その他のような災害またはそのおそれのある場合に強要される労務、軽易な地域社会の労務であって通常の市民的義務と認められる労務などは包含されない。強制労働が完全に廃止されるまでの経過期間中において、例外の措置として使用されるときには、この条約に決めた条件に従わなくてはならない。  
[1957年の強制労働廃止条約（第105号） (ilo.org)](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239074/lang--ja/index.htm)

■正式名： 強制労働の廃止に関する条約

[　概　要　]

[1930年の強制労働条約（第29号）](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239150/lang--ja/index.htm)を補強・補完する条約。  
この条約を批准する国は、次に掲げる手段、制裁または方法としてのすべての種類の強制労働を廃止し、これを利用しないことを約束する。

1. 政治的な圧制もしくは教育の手段、または政治的な見解もしくは既存の政治的・社会的もしくは経済的制度に思想的に反対する見解を抱き、もしくは発表することに対する制裁
2. 経済的発展の目的のために、労働力を動員し利用する方法
3. 労働規律の手段
4. ストライキに参加したことに対する制裁
5. 人種的・社会的・国民的または宗教的差別待遇の手段

　この条約を批准する国はまた、前記のような強制労働を即刻かつ完全に廃止するために必要な効果的な措置をとることを約束する。

[1970年の最低賃金決定条約（第131号） (ilo.org)](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239048/lang--ja/index.htm)

■正式名： 開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約

[　概　要　]

この条約の批准国は、雇用条件に照らして対象とすることが適当な賃金労働者のすべての集団に適用される最低賃金を決定し、かつ随時調整できる制度を設置する。制度の対象集団の決定は権限ある機関が、関係のある代表的労使団体と合意または十分に協議して行う。最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素には、可能かつ適当である限り、次のものを含む。

1. 労働者と家族の必要であって国内の一般的賃金水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的生活水準を考慮したもの
2. 経済的要素（経済発展上の要請、生産性水準並びに高水準の雇用を達成・維持する必要性を含む）